

富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市省エネルギー機器等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、本市の家庭部門の脱炭素化の推進に向けて、省エネルギー機器（以下「補助対象機器」という。）の普及促進を図るために、別表第1の機器を導入した者に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助対象機器を設置した市内の住宅に居住している個人又はペレットストーブを市内の事業所等に設置した個人事業主及び法人であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 同一の補助対象機器に対し、他の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 富山市ZEH導入補助金の交付申請を行っていないこと。ただし、別表第1に定めるペレットストーブの申請については、この限りでない。
- (5) 市が実施する「チームとやまし」に登録し、2年間、環境家計簿への入力を行うこと。
- (6) 富山市暴力団排除条例（平成24年富山市条例第13号）第2条に規定する暴力団員でないこと又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助対象機器及び補助金の額)

第4条 補助対象機器及び補助金の額は、別表第1のとおりする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）

は、別に市長が定める期限までに、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の交付申請を、それぞれの補助対象機器ごとに先着順に受け付けるものとする。

3 市長は、提出された交付申請の補助金の額が予算の範囲に達した日又は予算の範囲を超える日をもって申請の受付を停止できるものとし、受付を停止する日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受け付けた申請に係る補助金の交付額の合計が予算を超えない範囲で受け付ける者を決定できる。

（交付の決定等）

第6条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手続を併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第5条及び規則第13条の通知は、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して必要な条件を付すことができる。

（補助申請者の協力）

第7条 補助申請者は、市長から補助事業の効果検証及び市が取り組む脱炭素化の推進に係る事項について協力を求められたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（処分の制限）

第8条 補助申請者は、第6条第2項に規定する通知の通知日から6年を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、当該補助対象機器の処分（譲渡、交換、貸付け、廃棄、担保に供することその他の補助金の交付目的に反する行為をいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 補助申請者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ富山市省エネルギー機器等導入補助金財産処分承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

処分を承認することと決定したときは、富山市省エネルギー機器等導入補助金財産処分承認通知書（様式第4号）により、補助申請者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該補助対象機器を処分する場合は、この限りでない。

- 4 前項の規定により補助金の返還を求めるときは、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成16.06.10会課第5号、平成16年6月10日付け大臣官房会計課通知）を準用し、残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第10に基づく定率法で算出する。（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による交付の決定を富山市省エネルギー機器等導入補助金交付決定取消通知書（様式第5号）にて取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助申請者が、第3条第6号に該当することが判明したとき。
- (5) 前条第3項の承認を受けないで補助対象機器を処分したとき。
- (6) その他市長が相当の理由があると認めたとき。

（補助金の経理）

第10条 補助申請者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後6年間保存しなければならない。

（調査）

第11条 市長は、補助金に係る予算の適正な執行を期するため、必要に応じて、補助対象機器の状況等について、調査することができる。

（細則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第4条関係）

補助対象機器	補助対象となる経費及び上限額	補助要件
定置型蓄電池	機器の導入にかかる設備費及び工事費の合計額。ただし、1件当たり5万円を上限とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4kWh以上の容量であること。 ・ 定置型であること。（ポータブル不可） ・ 太陽光発電システムを既に設置していること。または、同時に設置すること。 ・ 蓄電ユニットの増設及び設備改修でないこと。
家庭用燃料電池（エネファーム）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市ガス・LPガスを燃料として使用し、発電・排熱利用を行うシステムであること。 ・ 機器の増設及び設備改修でないこと。
ペレットストーブ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 木質ペレットのみを燃料とすること。 ※薪を燃料として利用できない構造であること。

備考

いずれの機器も、保証開始日が令和4年4月1日から令和5年2月28日であることを要件とする。

別表第2（第5条関係）

補助対象機器	添付書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー機器等導入補助金交付申請書 明細書 ・工事契約書の写し（契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、経費の内訳が確認できる書類の写しも添付すること） ・領収書の写し（経費の内訳の記載があるもの） ・補助対象設備のカラー写真（①全体及び②型番の分かるもの） ・保証書の写し（①保証開始日、②申請者名、③販売店名または工事請負業者等が記入されているもの。） ・補助対象設備等のカタログの写し（①型式、②容量等が分かるもの。） ・設置場所の地図
定置型蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書（原本）（直近分）（発行から3か月以内） ・住民票の写し（原本）（発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載のないもの） ・太陽光発電システムのカラー写真
家庭用燃料電池 （エネファーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書（原本）（直近分）（発行から3か月以内） ・住民票の写し（原本）（発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載のないもの）
ペレットストーブ	<p>申請者が個人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書（原本）（直近分）（発行から3か月以内） ・住民票の写し（原本）（発行から3か月以内かつ本籍地及びマイナンバーの記載のないもの）
	<p>申請者が個人事業主の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の確定申告書の写し（直近分）
	<p>申請者が法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書（原本）（直近分）（発行から3か月以内） ・登記事項証明書の写し（発行から3か月以内の履歴事項全部証明書）

様式第1号（第5条関係）

年度富山市省エネルギー機器等導入補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

（申請者）住所 〒 _____

_____ 富山市 _____

フリガナ
氏名 _____

電話 _____

年度において、富山市省エネルギー機器等導入補助金の交付を受けたいので、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

補助対象機器	交付申請額	保証開始日
<input type="checkbox"/> 定置型蓄電池	① 円	年 月 日
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池 (エネファーム)	② 円	年 月 日
<input type="checkbox"/> ペレットストーブ	③ 円	年 月 日
合計 (①+②+③)	円	年 月 日

チームとやまし	チーム名： 代表者名： 登録メールアドレス： _____ @ _____
---------	--

- 私は、交付要綱第3条のとおり、「チームとやまし」に登録し（登録済の者を除く）、富山市省エネルギー機器等導入補助金の確定通知日の翌年度の4月から2年間、環境家計簿を利用し、富山市へエネルギー使用量等を報告します。
- 私は、富山市ZEH導入補助金の申請は行いません。
- 私は、交付要綱第8条第3項及び第9条のとおり、補助金の返還について承諾します。

【事業請負者】（工事施工会社、販売会社等）

会社名		
住所	〒 (_____)	
担当者名		申請に関する連絡先 <input type="checkbox"/> 左記担当者 <input type="checkbox"/> 申請者本人

年度富山市省エネルギー機器等導入補助金交付申請書 明細書

【申請者】

(フリガナ)	
氏名	

【定置型蓄電池】

メーカー名	
パッケージ型番	
蓄電池定格容量	kWh ※4kWh 以上で定置型のものに限る。(可動式は不可)
設備費＋工事費	円
保証開始日	年 月 日
太陽光発電システム設置日	年 月 日
事業請負者・施工業者 (契約書・領収書に記載 されている業者名)	(所在地) 〒 — (会社名) (代表者名) 印

【家庭用燃料電池 (エネファーム)】

メーカー名	
パッケージ型番	
設備費＋工事費	円
保証開始日	年 月 日
事業請負者・施工業者 (契約書・領収書に記載 されている業者名)	<input type="checkbox"/> 上記と同じ
	(所在地) 〒 — (会社名) (代表者名) 印

【ペレットストーブ】

メーカー名	
型番	
設備費＋工事費	円
保証開始日	年 月 日
事業請負者・施工業者 (契約書・領収書に記載 されている業者名)	(所在地) 〒 — (会社名) (代表者名) 印

様式第 2 号（第 6 条関係）

年度富山市省エネルギー機器等導入補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで交付申請のありました富山市省エネルギー機器等導入補助金については、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

（交付決定の取消し等）

この交付決定にかかわらず、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱第 9 条の規定により、市長が補助対象機器の処分について承認した場合、補助金の全額又は一部の返還を請求することがあります。

また、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱第 9 条の規定により、補助申請者が次のいずれかに該当すると市長が認めるときは、補助金の交付決定の取り消し及び補助金の全額の返還を請求することがあります。

- （1）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- （2）富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱及び市長の指示に違反したとき
- （3）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- （4）補助金の使途が、富山市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員の利益になるものと認められるとき
- （5）市長の承認を受けずに補助対象機器を処分したとき
- （6）その他市長が相当の理由があると認めたとき

様式第3号（第8条関係）

富山市省エネルギー機器等導入補助金 財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

（申請者）住所 〒 _____

フリガナ

氏名 _____

電話 _____

年度富山市省エネルギー機器等導入補助金により取得した財産を下記により処分したいので、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱第8条第2項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 財産処分承認申請者
- 2 品目
- 3 取得価格
- 4 取得年月日
- 5 処分予定年月日
- 6 処分の方法
- 7 処分の理由
- 8 処分予定価格

様式第4号（第8条関係）

富山市省エネルギー機器等導入補助金財産処分承認通知書

第 年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市省エネルギー機器等導入補助金財産処分承認申請については、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱第8条第3項の規定により、次のとおり承認します。

記

- 1 処分を承認する財産
- 2 処分を承認する補助対象財産の所在地
- 3 交付済補助金額
- 4 補助金返還額
- 5 承認理由

様式第 5 号（第 9 条関係）

富山市省エネルギー機器等導入補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付け第 号により交付決定した富山市省エネルギー機器等導入補助金については、富山市省エネルギー機器等導入補助金交付要綱第 9 条の規定により、交付を取り消したので通知します。

記

1 取り消し理由